

平成 23 年 8 月 11 日

高規格堤防整備の抜本的見直しについて（とりまとめの概要）

高規格堤防の見直しに関する検討会

1. 高規格堤防整備の抜本的見直し

- ・首都圏及び近畿圏は人口・資産が集積しており、施設の計画規模を上回る洪水に対し、堤防決壊による壊滅的な被害を回避するために、高規格堤防を整備してきたところ。
- ・昨今の厳しい財政状況の中、「事業仕分け」において完成までに多くの費用と時間を要する等の指摘をうけて、平成 24 年度概算要求までに事業スキームの抜本的見直しを行い、平成 24 年度予算に反映することとしたところ。

2. 従来の高規格堤防整備区間の今後の整備のあり方

- ・指摘を踏まえて、首都圏及び近畿圏の人口・資産の集積している地域を防護するために、全て高規格堤防により整備するというこれまでの考え方を、以下のように抜本的に見直す。
- ・越水にも耐えられる高規格堤防は、「人命を守る」ということを最重視し、整備区間を「人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間」^(※)に大幅に絞り込んで整備するとともに、その他の区間については、越水には耐えられないものの浸透・侵食等に対応しうる堤防強化対策を積極的に実施することにより、早期に地域の安全度の向上を図る。

(※) 例えば、ゼロメートル（海面下）地帯や密集した市街地で浸水深の大きい地域を防護する区間など

3. 高規格堤防整備手法の見直しによるコストの縮減等

- ・まちづくりサイドにインセンティブを与える手法（土地の有効利用と高度化）を活用して整備。
- ・工法や移転方式等の見直しによるコストや工期の縮減。

4. 高規格堤防整備に係る留意事項

- ・まちづくりとの連携・調整の強化。
- ・河川整備計画に位置付けて計画的に実施。
- ・事業に着手もしくは調整が進捗している箇所についての適切な対応。
- ・社会経済情勢等の変化に応じた整備区間の適切な見直し。